

## 第3章 50年後のかつしかの生きものたちのために

### 1 かつしか戦略の位置づけ

#### (1) 生物多様性に関する国外・国内の動向

生物多様性の問題を解決するために、平成4（1992）年にブラジル・リオデジャネイロで開催された地球サミット\*で生物多様性条約\*が採択されました。生物多様性条約では、各国政府が生物多様性の保全と持続可能な利用\*を目的とした国家戦略を策定することを求めています。

これを受けて、日本においても平成7（1995）年に最初の国家戦略を策定し、その後も見直しが行われています。平成20（2008）年には、生物多様性基本法\*が制定され、平成22（2010）年には、生物多様性基本法に基づく初めての生物多様性国家戦略\*である生物多様性国家戦略2010が策定されました。

また、生物多様性に関する社会的関心の高まりから「生物多様性地域連携促進法\*」や「環境保全活動・環境教育推進法\*」などの法律が整備されてきています。

#### (2) かつしか戦略の法的な位置づけ

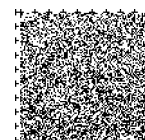
生物多様性基本法では、地方公共団体で「生物多様性地域戦略」を策定するよう求めており、生物多様性国家戦略 2010 でも、地方公共団体での取組の重要性が明記されています。

かつしか戦略は、この生物多様性国家戦略 2010 を基本として、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画である「生物多様性地域戦略」として取りまとめたものです。

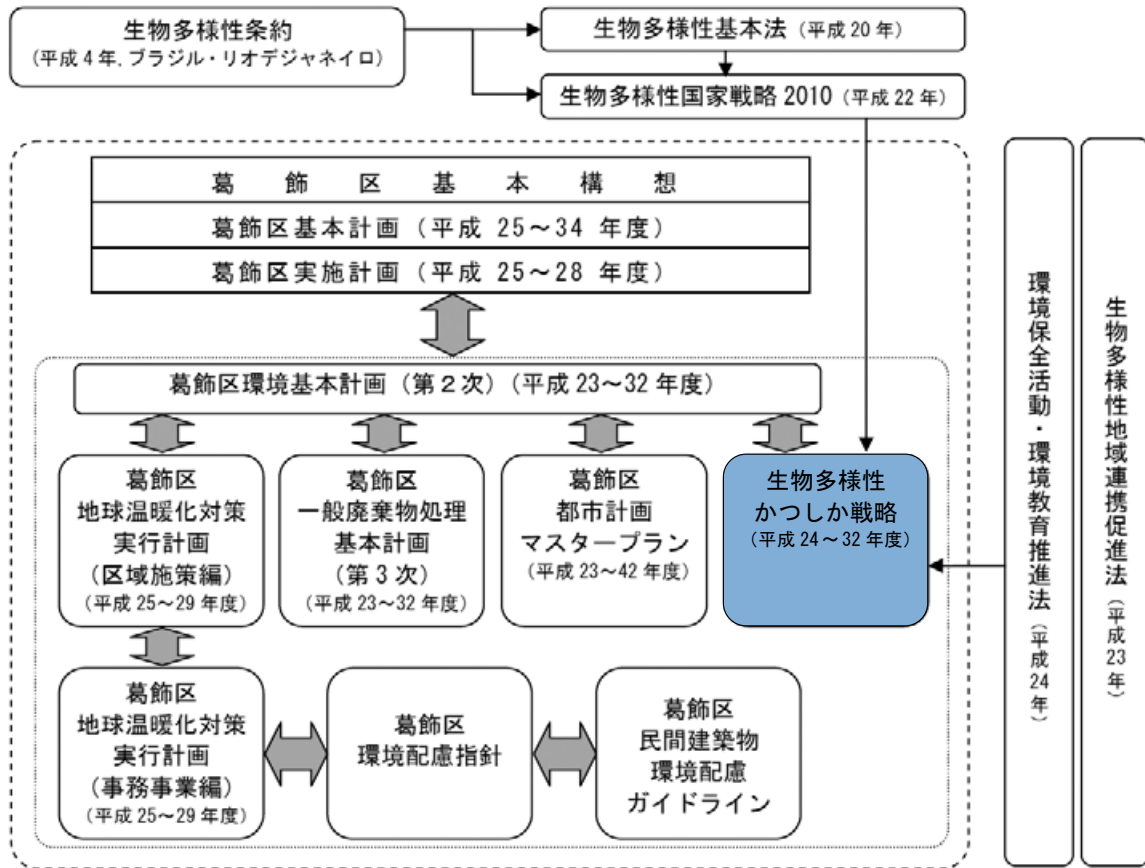
#### (3) かつしか戦略と区の各種計画との関係

葛飾区では、『人と自然が共存できる環境を未来へつなぐまち・かつしか』を基本理念とする「葛飾区環境基本計画（第2次）」を平成23（2011）年3月に策定しています。

かつしか戦略は、この「葛飾区環境基本計画（第2次）」の部門別計画として、葛飾区における生物多様性の保全と持続可能な利用に関する基本的な方針と戦略を示すものです。



## 《かつしか戦略の位置づけ》



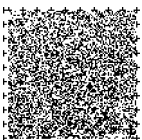
## 2 対象地域

かつしか戦略の対象地域は、葛飾区全域とします。

## 3 対象期間

上位計画である「葛飾区環境基本計画（第2次）」の計画期間は、平成23（2011）年度から平成32（2020）年度までの10年間です。かつしか戦略についても基本計画（第2次）と整合性を図るため、対象期間を平成24（2012）年度から平成32（2020）年度までの9年間とします。

かつしか戦略は9年間で終わりではありません。平成33（2021）年度以降については、環境基本計画の改定に合わせてかつしか戦略も見直していき、緑地の減少など都市化の進展により私たちが50年かけて変化させてしまった自然環境を、今度は50年かけて生きものが豊かであった自然環境に近づけていくために引き続き取り組んでいきます。



## 4 かつしか戦略の目標と望ましいかつしかの姿

より豊かな区民生活を実現し、生きものたちにもすみやすい葛飾区にするために、かつしか戦略の目標を次のように設定します。

### ～戦略の目標～

「みんなで守り育てた命のつながりを未来へつなぐまち」

### 《50年後の望ましい葛飾区の将来像》

区民や地域団体などによる指標種のモニタリング調査\*が行われ、その成果が施策に反映されています。

学校教育の中でも環境学習への取組が盛んになり、子どもたちが自然に親しみを感じています。

自然“感”察指導員の養成や自然環境学習出前講座などにより、生物多様性の保全を担う人材が育成されています。

学校ではビオトープ\*やバケツ、プランターでのミニ水田が設置されています。

緑のカーテン\*や太陽光発電、地産地消\*などによる環境負荷の少ない生活が行われています。

体験・学習用の水田が作りだされ、区民に環境学習などの場として活用され、生きものの豊かな生息・生育の場となっています。

各家庭の庭やベランダに草花がたくさん植えられ、野菜や果物が育てられています。

エコロジカル・ネットワークにより緑のつながりが形成され、市街地のいたるところで生きものが行き来しています。

